

平成24年度保健福祉部国保医療課執行目標設定表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	目標を進行させる計画 (スケジュール)	総合計画（基本計画）、施政方針や行革行動計画の位置づけ
1	<p><b>子育て支援医療費助成対象者の拡充</b></p> <p>平成24年9月より入院外の子育て支援医療費助成対象者を、小学生に拡充する。(条例改正済)</p> <p>拡充制度の実施に向け必要な準備を行い、円滑な導入を図る。</p>	<p>○平成24年9月施行に向け事務を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充対象者の確認（小学生対象者 約5,000人）</li> <li>・福祉医療電算システムの改修（受給者台帳、受給者証の対象期間変更）</li> <li>・京都府国民健康保険団体連合会との調整（現物給付の取扱い）</li> <li>・医師会等への協力依頼</li> <li>・市民周知、対象者への受給者証の発行</li> </ul> <p>○施行後において予測される、償還払い申請数増加等、事務量の増に対する円滑な対応。</p>	<p>(作業スケジュール)</p> <p>(平成24年4月～) 福祉医療電算システム改修協議</p> <p>(平成24年5月～) 京都府国民健康保険団体連合会との現物給付に係る協議・調整</p> <p>(平成24年6月～8月) 広報紙・ホームページ等を活用した市民周知</p> <p>(平成24年6月～8月) 福祉医療電算システム改修、京都府国民健康保険団体連合会での現物給付準備、医師会等への協力依頼、対象者への受給者証の発行</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>4(1)①母子保健・福祉の充実</p> <p>○施政方針</p> <p>4-4-1 子育て支援医療費助成対象者の拡大</p>

<p>2</p>	<p><b>保健事業の推進</b></p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健康増進と疾病の早期発見・早期治療を目的に保健事業を推進する。</p>	<p>○国民健康保険保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査事業を推進するため、特定健康診査事業等実施計画を策定する。</li> <li>※特定健康診査受診率/22年度(30.3%)、23年度(35.3%見込)、24年度目標=35.3%以上</li> <li>・国保人間ドック等の実施方法の検討を行う。</li> <li>※国保人間ドック利用者数/22年度(668人)、23年度(600人見込)、24年度目標=600人</li> <li>※後期高齢人間ドック利用者数/22年度(248人)、23年度(186人見込)、24年度目標=227人</li> </ul> <p>○後期高齢者保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査事業における受診再勧奨の実施により受診率の向上を図る。</li> <li>※健康診査受診率/22年度(24.2%)、23年度(32.3%見込)、24年度目標=32.3%以上</li> <li>※受診勧奨者数/23年度(4,601人)、24年度目標=6,000人</li> <li>・京都府後期高齢者広域連合との連携により、健診受診後の医療機関への受診勧奨を行い、高齢</li> </ul>	<p>○国民健康保険保健事業の推進 (作業スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険特定健康診査事業等実施計画 (平成24年8月～10月) データ収集 (平成24年11月～) 目標値の検討 (平成25年1月～3月) 目標値の設定</li> <li>・国保人間ドック等の実施方法の検討 (平成24年7月～9月) 実施方法の調査・検討 (平成24年10月～12月) 実施方法の見直し</li> </ul> <p>○後期高齢者保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診再勧奨(平成24年7月)</li> <li>・広域モデル事業(平成24年5月～平成25年3月) ワーキンググループへの参画、健診後の医療機関への受診勧奨</li> </ul>	<p>○総合計画(基本計画)</p> <p>3(2)②保健予防対策の推進</p>
----------	---	--	--	--

		者の健康づくりを推進する。(広域モデル事業)		
3	<p><b>後期高齢者医療保険料の収納対策</b></p> <p>世代間の公平負担を図る当制度において、医療給付費の1割は高齢者の負担によることとなっている。保険料徴収については市町村担当事務と定められており、被保険者間の公平を図るためにも未納者に対する収納対策を実施する。</p>	<p>普通徴収における収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収者 1,129 人 (18.8%)</li> <li>H23. 7月現在</li> <li>・普通徴収収納率(平成22年度)</li> <li>現年度 97.60%</li> <li>滞納分 42.21%</li> </ul> <p>過年度実績以上の収納率の向上を図る。</p> <p>督促状・催告書の送付、納付相談等の実施により収納率に向上、滞納整理を強化する。</p> <p>※24年度現年度収納率の目標 =98%</p>	<p>滞納対策として、督促状の送付(毎月)、催告書の送付(年2回程度)、納付相談・訪問等(随時)を行なう。</p>	<p>○総合計画(基本計画)</p> <p>7(3)④税源基盤の強化</p>